

地域・職域・学域連携推進委員会設置要領

(目的)

第1条 県民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん，心疾患，脳血管疾患，糖尿病等）を予防するためには，一人ひとりの主体的な健康づくりへの取組に加え，地域保健や職域保健，学域保健の関係機関・団体が実施する健康教育，健康相談，健康診査等の保健事業により，健康管理を支援することも必要である。

このため，地域保健，職域保健及び学域保健の連携により，健康づくりのための健康情報の共有のみならず，保健事業を共同実施するとともに，保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し，県民に対する生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備・充実を図ることを目的に，健康かごしま21推進協議会設置要綱第8条第1項第1号の規定により，地域・職域・学域連携推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健事業に関する情報の交換及び健康情報の分析，共有等に関すること。
- (2) 県内における健康課題に関すること。
- (3) 研修会，セミナー等の共同実施に関すること。
- (4) 地域保健関係施設等の相互有効活用に関すること。
- (5) 新健康増進計画の策定に関すること。
- (6) その他委員長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は，地域保健，職域保健及び学域保健に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員25人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
2 委員は，再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き，委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，委員長があらかじめ指名する委員が，その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集する。

- 2 会議は，委員の半数以上が出席しなければ，開くことができない。
- 3 委員長は，会議の議長となり，議事を整理する。
- 4 会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(代理出席等)

第7条 委員長は，必要があると認めるときは，委員の代理者を出席させることができる。

- 2 委員長は，必要があると認めるときは，関係者を会議に出席させ，関係事項について説明を受け，又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会は，ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの委員は，地域保健，職域保健及び学域保健において実務を担当する者等のうちから委員長が選任する。

3 第4条から第7条の規定は、ワーキンググループにおいても準用する。その場合、委員会はワーキンググループに、委員長は班長に読み替える。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成19年1月12日から施行する。

附 則

この要領は平成19年3月20日から施行する。

附 則

この要領は平成21年2月4日から施行する。

附 則

この要領は平成23年5月27日から施行する。

附 則

この要領は平成24年5月30日から施行する。

附 則

この要領は平成26年3月14日から施行する。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。